

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和4年10月27日

香美市監査委員	岩 崎 昭 雄
香美市監査委員	横 谷 勝 正
香美市監査委員	比与森 光俊

記

1 監査に準拠している旨

香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

香北支所、物部支所、教育委員会香北分室、教育委員会物部分室
（令和3年度及び令和4年度）

4 監査の実施場所・日程

香北支所、物部支所・令和4年10月24日、25日

5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、有効性の観点にも留意して実施した。

6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

8 監査の意見

- (1) 契約の事務処理は、契約規則や総務課及び管財課の示す手順に従い適正に処理されたい。(香北支所、物部支所)

- (2) 補助金の報告書に必要な添付書類がないケースが見られたので適正に処理されたい。(物部支所)

以上